

同窓会会則の変更に関して

2015.11.07

改訂案（今回改訂部に下線）	現行（前回改訂部に下線）
東北大学工学部応用物理同窓会会則（案）	東北大学工学部応用物理学科同窓会会則 [平成 25 年 11 月 10 日改訂]
第 1 章 総則	第 1 章 総則
第 1 条 本会は東北大学工学部応用物理同窓会と称する。	第 1 条 本会は東北大学工学部応用物理同窓会と称する。
第 2 条 本会は会員相互の連絡及び親睦を図り、併せて向上発展を期することを目的とする。	第 2 条 本会は会員相互の連絡及び親睦を図り、併せて向上発展を期することを目的とする。
第 3 条 本会は本部を仙台市青葉区荒巻字青葉 6-6 東北大学大学院工学研究科応用物理専攻内に置く。	第 3 条 本会は本部を仙台市青葉区荒巻字青葉 6-6 東北大学大学院工学研究科応用物理専攻内に置く。
第 2 章 会員	第 2 章 会員
第 4 条 本会は次の会員によって組織する。 東北大学工学部応用物理学科、東北大学工学部電気情報・物理工学科応用物理コース、東北大学工学部情報知能システム総合学科応用物理学コース・ナノサイエンスコース、 <u>電気情報物理工学科応用物理学コース</u> を卒業した者、並びに東北大学大学院工学研究科応用物理学専攻の課程を修了した者、現教員及び旧教官・教員並びに東北大学応用物理系にかかわりあいを持ち、本会の役員会において承認を得た者。	第 4 条 本会は次の会員によって組織する。 東北大学工学部応用物理学科、東北大学工学部電気情報・物理工学科応用物理コース、東北大学工学部情報知能システム総合学科応用物理学コース・ナノサイエンスコースを卒業した者、並びに東北大学大学院工学研究科応用物理学専攻の課程を修了した者、現教員及び旧教官・教員並びに東北大学応用物理系にかかわりあいを持ち、 <u>本会の役員会において承認を得た者。</u>
第 3 章 役員	第 3 章 役員
第 5 条 本会に次の役員を置く。 会長 1 名 副会長 数名 庶務幹事 1 名 会計幹事 1 名 幹事 若干名 顧問 東北大学大学院工学研究科応用物理学専攻長及び元会長	第 5 条 本会に次の役員を置く。 会長 1 名 副会長 数名 <u>庶務幹事 1 名</u> <u>会計幹事 1 名</u> 幹事 若干名 顧問 東北大学大学院工学研究科応用物理学専攻長及び元会長
第 6 条 会長、副会長、庶務幹事、会計幹事、及び幹事で役員会を構成する。	第 6 条 <u>会長、副会長、庶務幹事、会計幹事、及び幹事</u> で役員会を構成する。
第 7 条 会長は総会を開くことができる。	第 7 条 会長は総会を開くことができる。
第 8 条 会長、副会長、庶務幹事、会計幹事、及び幹事の選出は前記役員会の推薦によるものとする。	第 8 条 <u>会長、副会長、庶務幹事、会計幹事、及び幹事</u> の選出は前記役員会の推薦によるものとする。
第 9 条 会長、副会長、庶務幹事、会計幹事、及び幹事の任期は 2 年（4 月 1 日～3 月 31 日）とする。但し、重任を妨げない。	第 9 条 <u>会長、副会長、庶務幹事、会計幹事、及び幹事</u> の任期は 2 年（4 月 1 日～3 月 31 日）とする。但し、重任を妨げない。

第4章 事業

第10条 本会は第2条の目的を達するために次の事業を行う。

1. 総会を隔年1回開催する。
2. 会員の名簿を管理する。
3. 新入会員（卒業生，修了生）の祝賀会を毎年3月に行う。
4. 同窓会のホームページにて、情報を発信する。
5. その他本会の目的を達成するために必要な事業を行う。

第11条 本会の経費は入会金・寄付金、年会費及びその他の収入による。

第5章 会議

第12条 本会の会議は総会及び役員会とする。

1. 総会は会員をもって構成し、定常総会と臨時総会とする。
2. 定常総会は、原則として隔年1回開催する。
3. 総会の招集は1ヶ月前までに、議案、日時、場所を示して全会員にあてて通知しなければならない。
4. 全会員への通知手段は、同窓会ホームページ上の掲示を公式手段とする。ただし、書面および電子媒体等を通知の補助手段として用いて良い。
5. 総会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決することとする。
6. 役員会が必要と認めたときは、定常総会の開催条件を満たさない場合においても、臨時総会として総会を開催することができる。
7. 臨時総会における決議要件は、同窓会ホームページに3ヶ月間公開の後、会員から異論がなかった場合に、定常総会の決議事項と準ずるとする。
8. 役員会は、会長が招集し、会務の執行に関する重要事項を審議する。

第4章 事業

第10条 本会は第2条の目的を達するために次の事業を行う。

1. 総会を隔年1回開催する。
2. 会員の名簿を管理する。
3. 新入会員（卒業生，修了生）の祝賀会を毎年3月に行う。
4. 年1回の同窓会会報を発行する。
5. その他本会の目的を達成するために必要な事業を行う。

第11条 本会の経費は入会金・寄付金及びその他の収入による。

第 13 条 総会は次のことを決議する。

1. 事業報告及び収支決算報告
2. 諸規程の制定改廃
3. 各種役員の改選
4. その他本会の目的達成に必要な重要事項

第 6 章 会 計

- 第 14 条 会員は入会の際、本会に 2,000 円を納入する。
- 第 15 条 会員は年会費 1,000 円を納入する
- 第 16 条 本会の会計は会計がこれを管理し、役員会がこれを監査する。

第 7 章 付 則

- 第 17 条 本会は地域別に支部を設けることができる。
- 第 18 条 本会則に規定しない細目は役員会の決議で定める。
- 第 19 条 本会則は総会出席者の承認を得て、変更できる。

本会則は平成 27 年 11 月 7 日より実施する。

第 5 章 会 計

- 第 12 条 会員は入会の際、本会に 2,000 円を納入する。
- 第 13 条 会員は年会費 1,000 円を納入する
- 第 14 条 本会の会計は会計がこれを管理し、役員会がこれを監査する。

第 6 章 付 則

- 第 15 条 本会は地域別に支部を設けることができる。
- 第 16 条 本会則に規定しない細目は役員会の決議で定める。
- 第 17 条 本会則は総会出席者の承認を得て、変更できる。

本会則は平成 25 年 11 月 10 日より実施する。

応用物理学同窓会地区支部通則（新規制定）

第1条 本通則は、応用物理学同窓会則第 16 条より、これを定める。

第2条 本会に地区支部をおく。

関東地区 東京支部

第3条 地区支部には、地区支部長 1 名、幹事若干名をおく。その他必要な役員をおくことができる。

第4条 地区支部は、本会役員会の委任により、総会を開くことができる。

第5条 地区支部の活動に必要な資金は、本会本部から交付するものとする。

本会則は平成 27 年 11 月 7 日より実施する。